

表彰選考委員会規程

規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人社会貢献支援財団（以下「この法人」という。）の定款45条第2項の規定に基づき、表彰選考委員会（以下、「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第4条に掲げる表彰対象の審査及び選定に関する事項を審議する。

(定数)

第3条 委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 選考委員は、10名以内とする。
- 3 選考委員は、役員及び評議員を含めることができる。

(任期)

第4条 選考委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(選考委員長)

第5条 委員会には選考委員長（以下、「委員長」という。）1名を置くこととし、選考委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により他の選考委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した選考委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の裁決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって選考委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各選考委員に報告しなければならない。

6 選考委員は、自己が申請者又は協力者である場合その他特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。

7 委員会は、原則として、非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(選考基準)

第7条 表彰の対象及び候補者の選考は、別に定める選考基準に基づいて行う。

(議事録)

第8条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(報告)

第9条 委員長は、選考結果を会長に報告し、理事会の要請あるときは、理事会に出席して、その選考理由を説明しなければならない。

(選考委員の責務)

第10条 選考委員は、表彰候補者の選考を公正に行い、選考の過程及び内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については、選考決定前及び選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(報酬)

第11条 選考委員に対して、以下の報酬を支給する。

委員長 120,000 円

委員 100,000 円

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、会長が起案し、理事会の議決を経て行う。

附 則

本規程は、平22年9月1日から施行する。